

焼津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年焼津市規則第18号。以下「細則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語の定義は、特に定めるものを除き、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。

(設計内容説明書)

第3 省令第2条第1項の添付図書のうち設計内容説明書は様式として定めていないが、長期優良住宅認定マニュアル（発行 財団法人ベターリビング、一般社団法人住宅性能評価・表示協会）における設計内容説明書を参考とし、長期使用構造等であることの説明を記したものとする。

(計画通知書)

第4 法第6条第3項の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）への建築の計画の通知は、様式第1号による通知書により行うものとする。

(適合通知書等)

第5 法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第42号の3様式による通知書により行うものとする。

2 法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知は、適合しない旨の通知にあっては建築基準法施行規則別記第42号の5様式による通知書、適合するかどうかを決定することができない旨の通知にあっては建築基準法施行規則別記第42号の6様式による通知書により行うものとする。

(認定しない旨の通知書等)

第6 市長は、申請のあった長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）を認定しないことを決定したとき、又は建築主事等から第5第2項に規定する適合しない旨の通知があったときは、速やかにその旨を様式第2号による通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、建築主事等から第5第2項に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知があったときは、速やかにその旨を様式第3号による通知書により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請のあった長期優良住宅建築等計画等が法第6条の基準に適合するかどうかを決定できないときは、速やかにその旨を様式第4号による通知書により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、地位の承継の承認をすることができないときは、速やかにその旨を様式第5号による通知書により、申請者に通知するものとする。

(報告請求書)

第7 法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況についての報告の請求は、様式第6号による請求書により行うものとする。

(改善命令書)

第8 法第13条の規定による改善命令は、様式第7号による命令書により行うものとする。

(計画認定取消通知書)

第9 法第14条第2項の規定による通知は、様式第8号による通知書により行うものとする。

第10 削除

(認定・許可申請取下げ届)

第11 長期優良住宅建築等計画等の認定又は容積率の特例許可を申請した者が認定又は許可を受ける前に当該申請を取下げようとする場合は、様式第10号による取下げ届を提出するものとする。

附 則 (制定令和4年2月15日)

この要領は、令和4年2月20日から施行する。

附 則 (改正令和4年9月15日)

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (改正令和7年3月31日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。